

重要事項説明書

－訪問介護－

当事業所は利用者に対して、指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

事業者名	学校法人藤田学園
所在地	愛知県豊明市杓掛町田楽ヶ窪 1 番地98
連絡先（代表）	T E L 0562-93-2800
代表者	理事長 星長 清隆
成立年月日	1964（昭和39）年 9 月24日
URL	https://www.fujita-hu.ac.jp/

2. 事業所

事業所名	藤田医科大学訪問介護ななくり
所在地	三重県津市東丸之内 4 -21
連絡先	T E L 059-253-5153 （休業日・時間外は転送電話で対応） F A X 059-253-5158
営業日	月曜日～日曜日 ※年末年始（12月29日～1月3日は休業）
営業時間	月曜日～日曜日 午前 8 時45分～午後 5 時
指定事業所番号	介護保険 令和 2 年 4 月 1 日 三重県指定 第2470505955号

3. 事業所の責任者

管理者	國分 実伸
連絡先	T E L 059-253-5153

4. 事業実施地域

事業所の通常の 事業の実施地域	○津市全域
--------------------	-------

5. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	当事業所は、藤田医科大学訪問介護ななくりとして、利用者や家族の方のご希望をお聞きしながらアセスメントを行い、訪問介護計画を立て訪問介護員等が継続的に伺いして在宅療養の援助を行います。
運営方針	当事業所は、訪問介護の提供に際しては、次のような方針で運営しています。 1. 訪問介護員等の職業倫理に基づき、利用者や家族の皆様に対

	し、公正に職務を遂行します。 2. 主治医及びその他の関係機関と綿密な連携をとります。 3. 心身の状況や療養環境に応じ居住区域で一番適した支援者と共同し、安心して療養生活を送っていただけるよう継続介護を提供します。 4. 療養上必要な事項について、利用者や家族の皆様に対し、わかりやすい説明を心がけます。 5. 羞恥心への配慮などプライバシー保護に努めます。 6. サービスの利用が安定した段階で、住み慣れた地域の事業所を紹介いたします。
--	--

6. 職員体制

職種	職務内容	人員数	資格
管理者	事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行う	1名（常勤）	
サービス提供責任者	訪問介護ステーションの総括及び企画調整	2名（常勤・兼務）	介護福祉士
訪問介護員	訪問介護の実施	3名以上（常勤・兼務）	介護福祉士又は実務者研修・初任者研修、ヘルパー1級・2級

7. 訪問介護サービスの内容と利用料金

（1）訪問介護サービスの内容

身体介護

- 1 食事介助
- 2 入浴介助
- 3 排泄介助
- 4 特段の専門的配慮をもって行う調理：医師の指示に基づき、適切な栄養量及び内容を有する特別食（腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食等）の調理を行います。
- 5 更衣介助
- 6 身体整容
- 7 体位変換
- 8 移動・移乗介助
- 9 服薬介助
- 10 起床・就寝介助
- 11 自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助

生活援助

- 1 買い物
- 2 調理
- 3 掃除
- 4 洗濯

(2) 介護予防訪問型サービスの内容

- 1 食事介助
- 2 入浴介助
- 3 排泄介助
- 4 特段の専門的配慮をもって行う調理：医師の指示に基づき、適切な栄養量及び内容を有する特別食（腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食等）の調理を行います。
- 5 更衣介助
- 6 身体整容
- 7 体位変換
- 8 移動・移乗介助
- 9 服薬介助
- 10 起床・就寝介助
- 11 自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助
- 12 買い物
- 13 調理
- 14 掃除
- 15 洗濯

曜日	サービス提供時間				サービス内容	介護保険の適用
月	:	～	分以上	分未満	訪問介護計画に基づいて実施します。	介護保険
火	:	～	分以上	分未満		
水	:	～	分以上	分未満		
木	:	～	分以上	分未満		
金	:	～	分以上	分未満		
土	:	～	分以上	分未満		
日	:	～	分以上	分未満		

※利用者の健康上に問題がある場合、感染症等が明らかになった場合は、サービスの変更、中止をする場合がありますので、速やかに事業所に連絡してください。

※訪問介護サービスの予約を取り消すときは、前営業日の営業時間内に連絡してください。

※悪天候時、災害・事故が発生した場合は、サービスの時間変更、中止を依頼する場合があります。

(3) 利用料金 (2024年4月1日現在)

訪問介護事業所の利用料金一覧 (介護保険)

①介護保険適応の訪問介護の場合 (特定事業所加算Ⅱ・基本料金に10%加算)

項目		自己負担額			単位数
		1割	2割	3割	
身体介護	20分未満	187円	373円	560円	179単位
	20分以上～30分未満	280円	559円	838円	268単位
	30分以上～60分未満	444円	888円	1332円	426単位
	60分以上～90分未満	651円	1301円	1951円	624単位
	以降30分ごと	94円	188円	282円	90単位
生活援助	20分以上～45分未満	206円	411円	616円	197単位
	45分以上	253円	505円	757円	242単位
身体生活 (身体介護に引き続き生活援助の場合)					
20分以上～45分未満		75円	150円	225円	72単位
45分以上～70分未満		149円	298円	447円	143単位
70分以上		224円	448円	672円	215単位
初回加算		209円	417円	626円	200単位
緊急時訪問介護加算		105円	209円	313円	100単位
生活機能向上連携加算Ⅰ		105円	209円	313円	100単位
生活機能向上連携加算Ⅱ		209円	417円	626円	200単位
口腔連携強化加算 (1回につき月1回)		53円	105円	157円	50単位
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)		所定単位数の22.4%			

②介護予防サービス・総合事業

項目		自己負担額			単位数
		1割	2割	3割	
訪問型介護予防サービス費Ⅰ (月額) (日割り)		1226円	2451円	3676円	1176単位
		41円	82円	122円	39単位
訪問型介護予防サービス費Ⅱ (月額) (日割り)		2448円	4896円	7343円	2349単位
		81円	161円	241円	77単位
訪問型介護予防サービス費Ⅲ (月額) (日割り)		3884円	7767円	11651円	3727単位
		129円	257円	385円	123単位
初回加算		209円	417円	626円	200単位
生活機能向上連携加算Ⅰ		105円	209円	313円	100単位
生活機能向上連携加算Ⅱ		209円	417円	626円	200単位
口腔連携強化加算 1回につき (月1回)		53円	105円	157円	50単位
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)		所定単位数の22.4%			

※上記の利用料金には2024年4月1日現在の単位数に津市の地域加算の上乗せ割合が含まれます。

※自己負担額は介護保険負担割合証の定めによって1割又は2割、3割が決定されます。

※早朝 (6:00～8:00)、夜間 (18:00～22:00) の時間帯に訪問介護を実施した場合には、1回につき所定単位数の100分の25を加算し、深夜帯 (22:00～6:00) に訪問介護を実施した場合には1回につき所定単位数の100分の50を加算します。

※2名の訪問介護員が共同でサービスを提供する必要がある場合には、利用者又は事

前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受け通常料金の2倍を請求します。

※給付制限のある方にはこの限りではありません。

※各種公費の医療証・助成の医療証をお持ちの方はご提示ください。ご提示がない場合は正しい負担金が算定できず、利用者様に後日償還手続きをしていただく可能性がありますので、ご了承ください。

③共通料金

サービスの種類・内容	単位	利用料
交通費	1 km	30円
有料駐車場料金		実費
キャンセル料	ご利用1日前までのご連絡の場合	—
*ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求しません	ご利用当日のご連絡の場合	1 提供あたり料金の100%

※上記の利用料金には2024年4月1日現在の消費税等が含まれます。

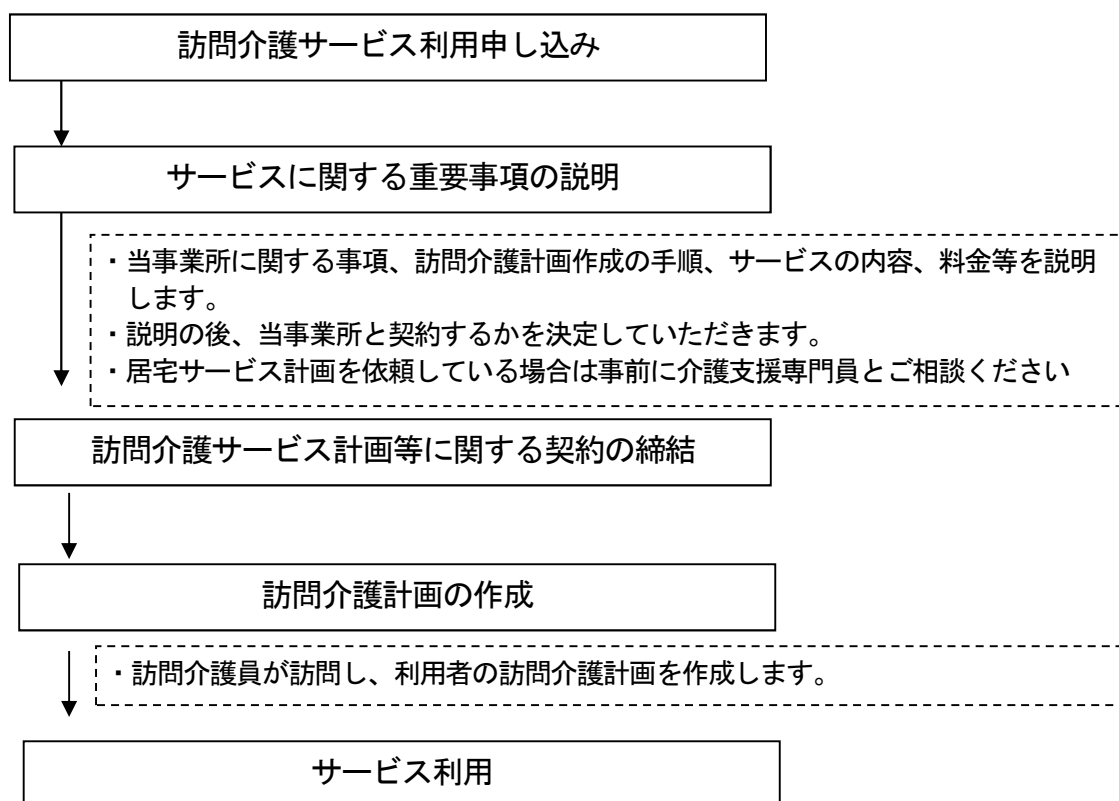
税率の変更が生じた際には、上記利用料金の表示にかかわらず請求時に適用される税率により消費税等を加算いたします。

※サービスの提供場所で、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気等の費用は利用者の負担となります。

1. 事業者は、介護給付費体系の変更があった場合は、サービス利用料金を変更することができるものとします。
2. 事業者の提供する訪問介護に関するサービス利用料金については、事業者が法律に基づいて介護保険から自己負担分を除くサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、その自己負担分を除く部分について契約者の自己負担はありません。
3. ①介護保険適応の訪問介護の場合の自己負担分（ただし、次項により介護保険から受領できない場合は、サービス利用料金全額）及び②有償訪問介護の場合の利用料金は当月末日に締切り、翌月上旬に請求させていただきます。毎月26日を振替日（口座振替日が土日祝日の場合は翌営業日）として、預金口座振替によりお支払いいただきます。ただし、振替手続が完了するまでは口座振込にてお支払いいただきます。この場合の振込料は利用者の負担とします。
4. 利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料等に相当する給付を受領することができない場合は、利用者は本書に定めるサービス利用料等の全額を事業者にお支払いいただくものとします。
5. 前項の場合、利用者は、事業者が利用者に対し発行するサービス提供証明書を後日、保険者たる市町村の窓口に提出することで、払い戻しを受けるものとします。
6. 利用者は、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅への訪問を受けて訪問介護サービスの提供を受ける場合は、③共通料金の定めに従い交通費を事業者にお支払いいただくものとします。

8. サービスの提供の手順

サービスの提供の手順は、次のとおりです。



9. 相談窓口

訪問介護に関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し出ください。

サービス相談窓口	藤田医科大学訪問介護ななくり
担当者	管理者 瀬古 博也
T E L	059-253-5153
F A X	059-253-5158
受付時間	月曜日～金曜日 午前8時45分～午後5時 土・日・祝日 午前8時45分～午後0時30分 ※12月29日～1月3日は受付を休止させていただきます。

介護保険の苦情や相談に関しては他に、下記の相談窓口があります。

相談窓口	T E L
三重県国民健康保険団体連合会 受付時間 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）	059-222-4165
津市役所 介護保険課 受付時間 午前9時～午後5時15分（土・日・祝日を除く）	059-229-3149
三重県健康福祉部 長寿介護課 居宅サービス班 受付時間 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）	059-224-2262

1 0. 業務継続計画の策定等

1. 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」とします）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
2. 事業者は、訪問介護員等及び事業者の使用する者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
3. 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

1 1. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 訪問介護員等及び事業者の使用する者に対し、藤田医科大学七栗記念病院の感染防止委員会の指導に基づき、事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を周知すること
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること
- (3) 訪問介護員等及び事業者の使用する者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施すること

1 2. 虐待防止に関する事項

1. 事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。
 - (1) 利用者に対する虐待を防止するための訪問介護員等及び事業者の使用する者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族等高齢者を現に養護する者（以下「養護者」とします）からの通報受付体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
2. 事業所内に虐待防止の指針を制定し、担当者を設置し、委員会を定期的開催します。
3. 事業者は、訪問介護員等及び事業者の使用する者、又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに管理者を経由し、担当地域包括支援センター及び津市に通報するものとします。

1 3. 担当者の変更

1. 事業者の都合により、訪問介護員等を交代することがあります。なお、訪問介護員等を交代する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう配慮するものとします。
2. 利用者は、選任された訪問介護員等の交代を希望する場合は、当該訪問介護員等が業務上不適当と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員等の交代を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の訪問介護員等を指名することはできません。

1 4. 秘密の保持

(訪問介護員等を含む)に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。

19. 契約の解約・終了

1. 利用者は事業者に対し、5日前までに書面で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。
2. 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者に対して、1ヶ月の予告期間において理由を示した書面で通知をすることにより、この契約を解約することができます。なお、この場合、事業者は当該地域の他の訪問介護サービス事業者に関する情報を利用者に提供するとともに、利用者担当の介護支援専門員、利用者の居住区である市町村に連絡します。
 - (1) 利用者又はその家族等が事業者や訪問介護員等に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行ったとき
 - (2) 利用者が正当な理由なく、利用料を2ヶ月以上滞納した場合において、事業者が1ヶ月以内の期限を定めて督促しても、なお支払わないとき
 - (3) 利用者又はその家族等が正当な理由なく又は故意に訪問介護の利用に関する指示に従わず、要介護状態等を悪化させたとき、又は常識を逸脱する行為に及び、改善しようとししないなどの理由で、この契約の目的が達せられないと事業者が判断したとき
 - (4) 利用者又はその家族等が暴行、脅迫、性的嫌がらせその他訪問介護員等が訪問介護を実施できないと事業者が判断する行為に及んだとき
 - (5) 事業の廃止、縮小を決定したとき
 - (6) その他やむを得ない事情があるとき
3. 事業者は、前項各号のいずれかに該当するときは、解約の効力が生じるまで訪問介護の提供を中止できるものとします。
4. 次の各号のいずれかに該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - (1) 利用者が病院への入院又は介護保険施設に入所し、3ヶ月を経過した場合
 - (2) 利用者の要介護認定区分の改善により訪問介護の必要が認められなくなった場合
 - (3) 利用者が死亡した場合
5. 前各項のほか他の条項に基づく解約の場合でも相互に解約料の支払いは発生しません。

※中途解約の場合は、次の事業所への引継ぎなど、利用者が保険やサービスを滞りなく利用していただくための手続きが必要ですので、月末以外の解約や次の事業者との契約開始日にはご注意ください。

20. 教育、研究機関としての体制

1. 事業所は、学校法人により運営され、教育・研究機関としての役割も担っております。したがって、事業者より学生等の見学・実習をさせていただくことを願う場合があります。なお、その場合にも利用者に対し、サービス提供時に見学・実習させていただきたい旨を、事前に説明し、同意を得てから行うものとします。
2. 利用者は、学生等の見学・実習に同意をいただいた後も随時撤回することができます。なお、この撤回により利用者が訪問介護サービスの提供に関し、不利益を被ることはありません。

21. 身分証明書の携行

訪問介護員等は、身分証明書を携行し、初回訪問時及び利用者又は家族から求められたときは、身分証明書を提示します。

2 2. 重要事項説明書の変更

重要事項説明書に記載した内容に変更が生じるときは、変更事項について書類を交付して、口頭で説明の上、利用者の同意を得るものとします。指定訪問介護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して、この書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

事業者	所 属	藤田医科大学訪問介護ななくり	
	説明者		印

説明・交付の時間	西暦	年	月	日	時	分
----------	----	---	---	---	---	---

説明・交付の場所	利用者の住所
----------	--------

利用者（代理人がいる場合は代理人）は、この書面により上記の日時・場所において、事業者から重要事項の説明を受けました。

西暦	年	月	日
----	---	---	---

利用者	住 所	
	氏 名	印

（代理人を選定した場合）

上記代理人	住 所	
	氏 名	印
	続 柄	